社労士法人 TANAKA 事務所
事務所だより
2026 年 10 月号
社会保険労務士法人となりました

社会保険労務士法人 TANAKA 事務所
/城西国際行政書士
特定社会保険労務士/申請取次行政書士
外国人雇用労務士®

鹿児島市城西２－１８－２２
TEL 099-257-1656　FAX 099-257-3233
Mail：office-tanaka@sage.ocn.ne.jp

◇　今月のトピック　◇

【経営者必読】パートの社会保険加入がさらに広がります

①令和９年 10 月から、従業員 36～50 人の企業もパートが社会保険の加入対象に

②保険料調整制度　パートの保険料負担を 3 年間軽減



パートの社会保険加入がさらに広がります

◆令和９年 10 月から、従業員 36～50 人の企業もパートが社会保険の加入対象に

これまで、パート・アルバイトが社会保険（健康保険・厚生年金）に加入しなければならないのは、従業員 51 人以上の事業所だけでした。**令和９年 10 月から**は 36～50 人の事業所も対象になります。その後も段階的に広がり、令和 17 年 10 月には事業所の規模に関係なく対象になります。

◆うちの事業所は対象？

ここでいう「従業員数」は、**いま社会保険に入っている人の数**です。正社員と、正社員の 4 分の 3 以上の時間働く人を数え、それより短時間のパートは数えません。支店なども含めた事業所全体で数え、1 年のうち 6 か月以上 36 人以上になりそうなら対象です。

◆どのパートが加入する？

次の 3 つすべてに当てはまる人です。

- 契約上の勤務時間が週 20 時間以上
- 2 か月を超えて働く予定がある
- 学生ではない

以前の「月 8.8 万円以上（年収 106 万円の壁）」という収入の条件は、2026 年 10 月になくなりました。

収入に関係なく、**週 20 時間以上働くかどうか**で決まります。

◆今後のスケジュール

いつから	対象となる事業所（社会保険に入っている人数）
令和９年 10 月	36～50 人
令和１１年 10 月	21～35 人
令和１４年 10 月	11～20 人
令和１７年 10 月	10 人以下（規模要件撤廃）

（裏面もごらん下さい。）

◆今から準備したいこと

- □ 対象となるパートを洗い出す
- □ 事業所負担の保険料を試算する
- □ 従業員に加入のメリットと手取りの変化を説明する
- □ 保険料調整制度（裏面）の利用を検討する



◆保険料調整制度　新しく加入するパートの負担を 3 年間軽く

社会保険に入ると給与から保険料が引かれ、手取りが減ります。これを理由に勤務時間を減らす人が出ないよう、2026 年 10 月から「保険料調整制度」が始まりました。

しくみ

保険料は通常、事業所と本人が半分ずつ負担します。この制度を使うと、**事業所が本人の分の一部を代わりに払い**、本人の負担が軽くなります。事業所が多く払った分は 3 か月後の保険料から全額差し引かれるので、**事業所の負担は最終的に増えません**。本人の将来の年金も減りません。

例：月給 9 万円くらいの人（標準報酬月額 88,000 円）

	本人	事業所
通常	約 12,500 円	約 12,500 円
制度利用（1〜2 年目）	約 6,250 円	約 18,750 円（うち約 6,250 円は後で戻る）

※金額は目安です。加入する健康保険によって異なります。

◆本人の負担割合

月給（通勤手当なども含む）	1〜2 年目	3 年目
9.3 万円未満	25%	37.5%
9.3 万〜10.1 万円未満	30%	40%
10.1 万〜10.7 万円未満	36%	43%
10.7 万〜11.4 万円未満	41%	45.5%
11.4 万〜12.2 万円未満	45%	47.5%
12.2 万〜13 万円未満	48%	49%

月給 13 万円以上の人は対象外（通常どおり 50%）です。

◆使うときの注意

- 年金事務所に「保険料調整開始申出書」を出します。
- 2027 年 10 月に対象となる事業所の期限は **2029 年 9 月末**です。
- 期間は申し出た月から 3 年間です（従業員ごとではなく事業所単位）。
- 対象のパート全員に適用され、一部の人だけには使えません。途中でやめることもできません。
- 保険料を期限までに納めないと、その月に多く払った分は戻りません。
- 2026 年 10 月時点ですでにパートが加入対象だった事業所（51 人以上など）は使えません。

ご不明な点は当事務所までお気軽にご相談ください。